

成長産業等企業育成事業 審査要領

1 趣旨

この要領は、成長産業等企業育成事業を実施するに当たり、成長産業等企業育成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）における申請者に係る審査について、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

- (1) 申請者から提出された書類等に基づき、書面審査を実施する。
- (2) 返信期日を定め、委員から質問の受付を行い、当該質問の回答は、全ての委員に開示する。
- (3) 「直近3期決算及び事業実施体制（効果的な営業体制、生産開発体制等）」、「自社技術の競争優位性（長所）」、「半導体産業等への販路開拓における意思」、「企業成長の可能性」、「市内経済に期待される効果」の項目により評価する。
- (4) 委員1人当たり100点満点で審査する。
- (5) 総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員のうち1人でも50点未満を付した場合は、市長は、その申請者について支援対象者として選定しない。
- (6) 総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員の平均点が60点未満だった場合は、市長は、その申請者について支援対象者として選定しない。
- (7) 総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員の平均点の高い申請者から順に5者以内で、市長が支援対象者を選定する。
- (8) 審査の結果、総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員の平均点で同点の申請者が複数ある場合は、次の「審査基準優先順位設定表」により、総合点において最高点と最低点を付した委員を除いた委員の優先順位第1位の項目の点数を合計し、その合計点を比較して上位の申請者から市長が支援対象者として選定する。ただし、第1位の項目が同点であった場合には、第2位の項目の最高点と最低点を付した委員を除いた委員の点数を比較する。以下、第5位の項目まで順に最高点と最低点を付した委員を除いた委員の合計点を比較し、上位の申請者から市長が支援対象者として選定する。第5位の項目の最高点と最低点を付した委員を除いた委員の合計点が同点であった場合には、市長は各委員の意見を踏まえ順位を決し、支援対象者を選定する。

＜審査基準優先順位設定表＞

優先順位	項 目
第1位	(2)「自社技術の競争優位性（長所）」
第2位	(3)「半導体産業等への販路開拓における意思」
第3位	(1)「直近3期決算及び事業実施体制（効果的な営業体制、生産開発体制等）」
第4位	(5)「市内経済に期待される効果」
第5位	(4)「企業成長の可能性」

- (9) その他協議の必要がある場合は、審査委員会でこれを行う。

3 次の式により各審査項目の配点とする。

$$\text{「 得点 」} \times \text{「 係数 」} = \text{「 配点 」}$$

4 審査項目及び得点基準

- (1)「直近3期決算及び事業実施体制（効果的な営業体制、生産開発体制等）」（係数4）（満点20）

ア 営業活動、生産開発を行う経営体力があるか。

イ 持続可能な事業実施体制を整えているか。

ウ 事業を推進する上で、新たな販路開拓や取引先のニーズに対応できる組織であるか。

- (2)「自社技術の競争優位性（長所）」（係数8）（満点40）

ア 独自性、先進性、希少性や模倣困難性を有しているか。（係数4）（満点20）

イ 半導体産業等への参入に当たり、差別化された技術により、他社と比較して競争優位性が高いか。（係数4）（満点20）

- (3)「半導体産業等への販路開拓における意思」（係数4）（満点20）

ア 半導体産業等への販路開拓に対して取組意欲があるか。

イ 主に九州地区や中国地区のメーカー等への販路開拓に対して取組意欲があるか。半導体産業等への参入に当たり、工場環境の整備や設備投資意欲はあるか。

- (4)「企業成長の可能性」（係数2）（満点10）

ア 既存の技術を半導体産業等への参入に生かすことで、企業の利益向上につながるが見込まれるか。

イ 当該技術による長期の付加価値創出が見込まれるか。

- (5)「市内経済に期待される効果」（係数2）（満点10）

ア 期待される効果を明確に予測しているか。

イ 市内経済に好影響を与えうる可能性があるか。

5 採点方法

委員は、各審査項目について得点基準に基づき5段階評価で採点する。5段階評価の区分及び得点は、次のとおりとする。

区 分	得 点
非常に優れている	5 点
優れている	4 点
普通	3 点
やや劣っている	2 点
劣っている	1 点

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 5 月 2 0 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和 9 年 3 月 3 1 日に限り、その効力を失う。